

神戸市立鈴蘭台中学校 部活動に係る活動方針

令和 7 年 4 月改訂

1 部活動の意義

鈴蘭台中学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力を育成するものである。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師、指導員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて粘り強く挑戦したりするなど人間形成に資するものである。

2 部活動の目的

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学に親しみ、社会の中でよりよく、豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。したがって体力や技能の向上をめざすことのみに偏ることなく、適切な指導や支援によって、仲間と協力したり、切磋琢磨したり、生徒一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができるようにする。

3 部活動のあり方

神戸市立中学校部活動ガイドライン（H30 年 4 月策定）に則り、成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントの根絶を理念とし、安全で安心な指導の徹底と活動環境を整える。また、専門的な知識を有する部活動指導員（外部人材）を活用し、より充実した部活動の実施を目指す。

4 指導と体制

部活動の運営は、生徒の意見を十分に反映させることが重要である。したがって練習計画や練習内容を含め「生徒自らが安全で楽しい部活動のルール作りをし、主体的に活動する態度を育てる」という視点に立った指導体制を推進する。

（１）活動計画・実施報告書の作成

鈴蘭台中学校の本方針に則り、顧問は毎月的活動計画作成し、生徒・保護者に知らせることにより、活動内容を把握し、生徒が安心、安全に活動を行い、過度な負担となっていないか、多くの目で検証する。また、管理職への実績報告をもって、把握、指導、是正をおこなう。

（２）活動時間および日数について

- ① 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、学期中は、週当たり 2 日以上休養日を設ける。

（平日は少なくとも 1 日（水曜日）、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも

1 日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるように、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

③ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

※練習試合や公式戦、コンクールなどを除く。

（3）活動場所の整備に努め、部活動で使用する用器具の安全な取り扱いや管理・点検に努める。

（4）1年間の大会やコンクールなどの出場の見直しを行い、生徒、教員共に心身の負担や校外への移動に伴う交通費等にかかる家庭の経済的な負担を軽減する。

（5）対外試合等による校外への移動については公的交通機関（貸切バス・タクシー等含む）を利用し、集合及び解散場所は校区内を原則とし、教員または校長が認める部活動指導員の引率を厳守する。

5 本年度の部活動

（1）下校時間 17：00完全下校

・公式戦、コンクール前の延長練習は30分とし、2週間前からとする。事前に管理職の許可をとり、保護者からの承諾書を回収後、実施する。（完全下校17：30）

（2）テスト期間中の部活動

・原則として定期テスト一週間前は、活動停止期間とする。
・公式戦、コンクール前の練習は、1週間前から1時間程度とし、事前に管理職の許可をとり、保護者からの承諾書を回収後、実施する。

（3）土・日・祝日などの警報発令時の部活動について

○朝7時の段階で神戸地域に「暴風」「大雨」「洪水」「大雪」の警報が発表されている場合、午前の活動は中止とする。

○午前10時現在、警報が解除になった場合、12時以降より活動可能とする。

○午前10時現在、警報発令中の場合、部活動は中止とする。

○学校で部活動中に警報が出た場合、安全を考え状況に応じた措置をとる。

（速やかに下校をさせる、保護者に迎えに来てもらう等）

※公式戦やコンクール、練習試合などは、大会要項などに準ずる。

（4）部活動の服装

○運動部の場合は、原則として体育授業時の服装やユニホームで活動する。

ただし、部の特性を考え、必要な服装や部内で指導されたものを着用する。

○休日の練習や試合など、登下校についても同様とする。

(5) 神戸市立中学校拠点校制度 (30 年度)

○本校にない以下の部活動において、原則として昨年度参加者と新 1 年生で小学校時に 1 年以上継続して経験してきた生徒を対象として、この制度を活用することができる。

1. 卓 球 2. 柔 道 3. 剣 道 4. 体 操 5. 相 撲
6. バドミントン 7. 陸 上 8. 水 泳 9. バスケットボール 10. テニス
11. 硬式テニス

※「神戸市立中学校拠点校リーフレット」を参考にする。

- ・活動日は、土日や長期休業中が中心、交通費・用具等は自己負担とする。
- ・参加を希望する生徒は、担任へ申し出てください。

6 部活動休部・部員募集停止に関わる基準

神戸市立鈴蘭台中学校の部活動について、以下の基準に当てはまる場合は、その部活動の活動を休止ないし新入部員の募集停止を決定する。

(1) チーム編成等に関する基準

①運動部（団体競技）※試合のための必要十分な人数＝公式戦エントリーに必要な人数

その年度の 3 学年含めた総部員数が、試合のための必要十分な人数に達しているが、夏の神戸市中学校

総合体育大会等が終了した後、3 年生が引退すると必要十分な数に足りなくなる場合。

- ・3 年生の引退時までは全学年で活動する。
- ・3 年生引退後、他校との合同チームが認められている競技においては合同チームでの活動を検討、模索する。
- ・この状況が、2 年連続で継続すると見込まれる場合は、次年度の募集を停止する。
- ・在籍部員が転出、引退するなどして、0 になった時点で休部とする。

②運動部（団体競技以外）※団体戦・個人戦が行われる競技の場合、団体戦に出場できる人数を「試合のための必要十分な人数」とする。

その年度の 3 学年含めた総部員数が、試合のための必要十分な人数に達しているが、夏の神戸市中学校総合体育大会等が終了した後、3 年生が引退すると必要十分な数に足りなくなる場合。

- ・3 年生は引退までは全学年で活動する。
- ・3 年生引退後、個人のみの活動とする。
- ・この状況が、2 年連続で継続すると見込まれる場合は、次年度の募集を停止し、新 1 年生については拠点校部活動への参加を考える。
- ・在籍部員が転出、引退するなどして 0 になった時点で休部とする。

陸上競技は基本的に個人競技であるため、団体戦等の基準は適用しない。しかし、学校部活動として、教育効果が見込まれるかどうかを判断して、拠点校活動への参加等を検討する。

③文化部

部員数の状況に応じて、学校部活動として教育効果が見込まれるかどうかを検討し、部員募集について総合的に判断する。

(2) 活動の際の生徒の安全確保に関わる基準

上記1の編成人数に関わる基準のほかに、生徒の安全確保について十分でない状況が常態化する恐れがある場合。

①試合の際に、十分な交代要員がいない状況

(例) 運動量が多く、気温が高い時期に熱中症を発症する可能性が高いなど

②教員、部活動指導員等に、安全に活動するための適切な指導が行える人材が見込めない状況

(例) 生徒の生命身体の安全確保に関わる指導が十分に行えないなど